

63 様々な実践から見えてくるもの?!そこに見え隠れする「社会教育(行政)」の行く末?!

堂本 彰夫

(1) N市における「校区まちづくり協議会」の意義と可能性?!

先号(62)にて、今般のコロナ禍(災害?)によって、俄かに脚光を浴びてきた、新しいコミュニケーションの方法、仕事の仕方、その意味における、月1回の、「教育協働セミナー」の大きな意義・可能性について述べたが、その、さらなる意義・可能性の発出として、次回のセミナー(8/29)が、それに相当することになりそうである!

すなわち、次回セミナーは、今年度から有力なパートナーとなっている、沖縄県立玉城青少年の家(一般社団法人「沖縄じんぶん考房」)のMさんの仲介で、Gさんという人の参画が実現するのである!彼は、沖縄県N市の職員で、標記の「校区まちづくり協議会」の担当だということであるが、この、N市の「校区まちづくり協議会」については、私も、以前から知ってはいたが、直接のおつきあい?はなかった!しかしながら、まさに「教育協働」という視点からみれば、大いに注目される取り組み(しくみ)であることは、当然感じていた!

そこで、事前に準備してもらっている資料によれば、その「校区まちづくり協議会」とは、「校区内で活動する自治会、PT(C)A及び地域で活動する個人・企業・事業所等、地域の全ての方々で構成する団体が、それぞれの目的や活動を尊重し合い、緩やかに連携・協力しながら、合意形成を図ったうえで、地域の課題解決を図っていくことを目的として自主的に設立された地域の組織」とある。

そして、これは、同市のHPで調べてみたが、それを支援する行政部署が、市長部局の「まちづくり協働推進課(協働推進G、市民活動支援センターG、校区まちづくり協議会推進G)であり、業務内容は、「協働によるまちづくり」を具現化するための「自治会活動の支援」、「協働大使の委嘱」、「市民協働大学・大学院」などの施策の展開であるということである(→「市民との協働の推進」、「コミュニティの振興」、「自治会活動の支援」、「NPO活動の支援」、「協働型まちづくりの推進」)。

その一つの事業が、まさに、「校区まちづくり協議会の支援事業」ということであるが、その「校区まちづくり協議会支援内容」として、「協議会設立、運営及び活動に対して、多様な地域特性を尊重し、その特性に応じた効果的な人的・財政的支援(補助金の交付)を行っております」とある。その具体は、①1校区あたりの補助金額は、当該年度の予算に応じて決定(令和2年度 補助額:協議会 834,600円・準備会 240,600円)②準備会の段階から職員が関わり協議会の設立を支援し、設立後には、担当職員を配置し、協議会の運営や活動について支援③地域で関心が高い事業(防災講話や放課後子ども総合プラン等)への講師や協議会の運営・活動に対するアドバイザーの派遣とある。

これは、まさにN市が推進する「協働によるまちづくり」の主力事業ということであろうが、そこには、「まちづくりの主体・担い手は、ほかならぬ市民であること!地域課題を発見・共有し、みんなで考え協力して解決するためには、“より良いまちづくり”というベクトルを、社会全体で共有し、市民力・地域力の向上が必要である」ということである。

ただし、これは、ある意味、従来の?「社会教育(行政)」(の役割)そのものである?!だが、役所の部署としては、市長部局にある!教育行政(教育委員会)の中の「社会教育(行政)」が、それによってどうなっているのか?私としては、非常に気になるころではある!しかし、もちろん、意義や可能性は大いにある?!

(2) 一方で、いよいよ始まる、G市のコミュニティ・スクール(「地域協働学校」)の全市的展開!

さて、一方で、いよいよ(本当に!),私が学校評議員を務めている(ていた?)、G市のS小学校で、「コミュニティ・スクール」の導入が図られ、過日、第1回目の会合がもたれた。「地域協働学校」という名称で取り組まれるということであったが、「教育協働」を提唱し、学校を核とした「人づくり(教育)」と「地域づくり(まちづくり)」の循環システムが必要であることを主張してきた私にとっては、まことに喜ばしいものである!

その会議のことは、ここでは詳しいことは紹介できないが、最後の一言の席上で、私は、以下の3つのことを述べた(言いたいことは、他にも多々あったが?)。いずれにしても、改めて、それがどのように展開していくのか?不安と期待の交錯ではあった!

① これまでの「学校評議員制」はどうなるかという質問(確認)をして、それは、発展的解消となるというように考えられるが、それでいいということであった。ただし、あまり、そのことは自覚されていなかったようではあるが?とにかく、いい意味での「スクラップ&ビルド」は是非とも進めていくべきである。とかく組織(特に公的組織?)は、一度つくったものは、なかなか壊さず(せず?)に、様々な枝葉?を残すということが出来るだけ無駄や重複は避けるべきであるのである(従来の「学校評議員制度」が無駄であったということでは決してないが!)!

② 次が、他方で取り組まれている「地域学校協働本部事業」との一体化の視点がどのようにあるのか?とい

うことについてである。「頭脳」と「手足」と言ったら、かなりの誤解を招くかもしれないが、たった年3回の会合だけで、成果が上がるとは思えない？やはり、問題や課題に関わる情報の共有や連携行動が、それに連動しなければ、ほとんどが、これまでのやり方と変わらない？それが、まさに「地域学校協働本部事業」の意義でもある！側聞すれば、やはり良い成果を上げているところは、この「地域学校協働本部事業」との一体的運用が為されているところである？！

- ③ 最期が、一般の「教職員」の意識や行動が、どのようなものとなるのかということについてである。要するに、「コミュニティ・スクール」や「地域学校協働本部事業」は、確かに「子ども達」のための事業や組織ではあるが、事実上は、地域住民や教職員のための取り組みである？！ここを、綺麗ごとで済ませるのではなく、真に、そのためのものとするためには、そうなって良かった！という思いや実感が、双方に無ければ（育たなければ）、ある意味「労多くして、益少なし！」となる！特に、教職員の側にそれが無ければ（現実には、多いかも？）、あまり期待は出来ない（これまで、「学社連携・融合」があまり進まなかったのは、学校側、とりわけ、一般の教職員側の意識や行動に、その一因があったということである？）？！

ところで、今回、少しだけ見逃し？をしていたことがある！それは、「社会教育法」上での、「地域学校協働活動推進員」の位置づけについてである（前回の法改正で追加規定された！今回、委員の中に、そうした立場の人がいる→これまでの「地域学校協働本部事業」の、いわゆる「地域コーディネーター」さんかと思われる？）。その条文とは、以下のようである。

第九条の七 教育委員会は、地域学校協働活動の円滑かつ効果的な実施を図るため、社会的信望があり、かつ、地域学校協働活動の推進に熱意と識見を有する者のうちから、地域学校協働活動推進員を委嘱することができる。

2 地域学校協働活動推進員は、地域学校協働活動に関する事項につき、教育委員会の施策に協力して、地域住民等と学校との間の情報の共有を図るとともに、地域学校協働活動を行う地域住民等に対する助言その他の援助を行う。

しかし、この「地域学校協働活動推進員」であるが、繰り返すように、社会教育（行政）の脆弱化、あるいは一般行政への包摂の中で、教育委員会から委嘱されるとはいうものの、あくまでも民間人（地域住民）であり、その立場や動き方は、限りなく「個人」である？どのような組織的対応、あるいは専門性の発揮を行えばよいのかということであるが、これまでのように、教育委員会における社会教育行政（所管課）、そして、そこにいる「社会教育主事」との緊密な連携・連動がなければ、その成果は発揮し難い？！果たして、どうなるのか？

(3) 改めて気になる社会教育（行政）の姿・形？！「総合教育政策」の行く末は？

ということで、まさに私の目の前で、一般行政の枠組み（まちづくり→協働のまちづくり）で進められている「まちづくり協議会」（学校と地域の連携・協力）と教育行政の枠組みで進められている「コミュニティ・スクール（学校運営協議会方式）→地域協働学校」の双方の動きの中で、実は、他ならぬ「社会教育（行政）」のあり方（行く末？）が見え隠れしているのでもある！繰り返し述べてきたように、「社会教育（行政）」は、その出自（宿命？）からして、「人づくり（教育）」と「まちづくり（地域づくり）」の双方に関わるわけであるが、いみじくも、現実の方策（流れ）として、どのような形で、その任務を果たすかが、厳しく問われているとも言えるのである！

そして、例えば、岐阜県のように、「社会教育（行政）」を知事部局に完全移行させたり（形式上は、教育行政ではなくなっている！）、岡山市のように、社会教育主事を、市長部局と教育委員会の兼務発令としたりして（全地区公民館に配置！）、ある意味大胆な変革を行っているところもある。とは言え、まだまだ多くの自治体では、どのように、新たなしくみづくりや人員配置を行えばよいかの決断？はなされていないようにも思える？しかも、残念ながら、むしろ戦線縮小や消滅？の方向で動いているところもあるようにも思える？！

ちなみに、ユネスコは、学校教育のような「フォーマル教育」と社会教育のような「ノンフォーマル教育」の一体的な推進を、その基本的な柱としている？！それが、おそらく、我が国の「総合教育政策」と軌を一にするものと見なすことができるが、その中で、社会教育（行政）が、どのような姿・形で実施されていくのか？私とすれば、そこが、個人的には大いに関心がある（危惧している？）わけであるが、要するに、「総合教育政策」にとっては、一方の社会教育（行政）が、教育行政の中で雲散霧消したり、一般行政の中に、単純に包摂されたりすることは、理念的にはともかく、実践的にも、まったく好ましいことではないということである？！

とは言え、もちろん、社会教育（行政）のために、教育委員会や首長部局があるのではないのであり、いかに、その中（しくみ）で、自らの使命と役割を果たせばよいのかを、他ならぬ当事者のみなさんが、それこそ内外に渾身の思いと力を見せつけなければ、事態は、かなり悲観的とならざるを得ない？要は、そうした動きの中で、他ならぬ「社会教育（行政）」の存在意義と実績を、どのように創り出していけるかである！

その勝負？の場所・取り組みが、「まちづくり協議会」であったり、「コミュニティ・スクール」であったりするわけである！まさに「地域学校協働活動」を、自らのイニシアティブで、どのように招来できるかなのであるが、悲観や泣き言よりも、打開の道を、その中で見つけるしかないのでもある！頑張り、関係者！そして、案外、仲間（支援者）は、その中にもいるのでもある？！